

農の広場

登米市農業委員会だより

特別号

令和2年9月

「会長のあいさつ」

実りの秋を間近に控え、皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

農業委員の任期満了に伴い、令和2年7月24日から新たに3年の任期がスタートし、27日には市長から新農業委員に任命辞令が交付され、初総会において会長に就任することになりました。その重責に身の引き締まる思いです。また、会長職務代理者に門馬一郎委員が就任いたしました。

さらに担い手への農地集積や遊休農地の発生防止等現場活動を強化するため、農業委員会は農地利用最適化推進委員に委嘱状を交付しました。

さて現在、全世界的に新型コロナウイルス感染症が増加傾向にあります。我が国においてもその影響は甚大であり、特に経済への影響は免れず、農業も例外でなく各々の部門において収入が減少しております。政府も様々な経営維持対策などを講じておりますが、農業委員会としても今後の状況を見極めながら、さらなる支援策に関し意見を提出する予定であります。

農業は食料生産を担う重要な産業であると同時に自然環境の保全、地域文化の伝承など多面的な機能を有しております。

本市の財産である農地を守り次世代へと継承し、農業現場の声を大事にしながら耕作放棄地の解消、土地の有効利用を促進し農業振興の向上を図ることは大変重要と認識しております。

最後に「農の広場」「登米市ホームページ」を通して情報「見える化」に努め、親しみのある農業委員会を目指してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

農業委員

主な仕事
総会議案審議を中心とした活動を行います。

農業委員会

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき、市町村ごとに設置されている行政委員会です。市長により任命された農業委員と農業委員会が委嘱した農地利用最適化推進委員によって構成されます。



(迫町)

おの けい けい けい
小野 寺 義 幸



(迫町)

うえ の えい こう
上 野 栄 公



会長職務代理者(中田町)

もん ま いち ろう
門 馬 一 郎



会長(南方町)

たか はし きよ のり
高 橋 清 範



(東和町)

まつ の ひで お
松 野 秀 郎



(東和町)

すず き やす こ
鈴 木 泰 子



(登米町)

は が しゅう じ
芳 賀 秀 二



(迫町)

みつ づか よし たけ
三 塚 芳 毅



(迫町)

さ さ き こ
佐々木 まき子

農 業 委 員

主な仕事
総会議案審議を中心とした活動を行います。



(豊里町)
さとう こうじ 佐藤 幸治



(中田町)
たじま みきひろ 田島 幹雄



(中田町)
すずき きよまさ 鈴木 巖



(中田町)
いわの いわの 岩淵 勉



(中田町)
いがらし こうき 五十嵐 幸喜



(米山町)
よしむら ちゅういち 芳村 忠市



(米山町)
さいとう たくひろ 佐藤 久順



(米山町)
さくらい としひろ 櫻井 利光



(米山町)
あべ あきひこ 阿部 晃徳



(豊里町)
さいとう ひでひこ 佐藤 瑛彦



(津山町)
おつわ かつまさ 尾張 勝



(南方町)
しば さきせん 柴崎 専一



(南方町)
あさの かずひろ 浅野 和宏



(石越町)
すが ひろあき 菅原 浩之



(石越町)
あべ しずお 阿部 静男

「農地は適正に
管理を行って
ください」

農地を管理せず放置すると、雑草が伸び、害虫などの発生原因になったり、ゴミの不法投棄が行なわれたりするなど、周辺地域の営農環境や生活環境に悪影響を及ぼす恐れがありますので、草刈等の適切な管理をお願いします。

また、農地法により市内全ての農地の利用状況を年1回調査しなければならぬと規定されていて、この調査により耕作されていないと確認された農地の所有者へ利用意向調査を行うことがありますので、ご協力お願いいたします。

「農地を転用するには
農地法第4条または
第5条の許可が必要です」

農地転用とは、農地を住宅や工場などの建物敷地、資材置場、駐車場など農地以外の用途にする行為のことで、土地所有者自らが農地を転用する場合は

農地利用最適化推進委員

主な業務 担当地域内の農地利用の最適化を推進するための活動を行います。



第3地区
(迫町北方の区域)
あずま けい ぞう
東 敬 三



第3地区
(迫町北方の区域)
ち ば く み お
千 葉 久 三 男



第2地区
(迫町新田の区域)
た ぎ き み つ お
田 崎 光 雄



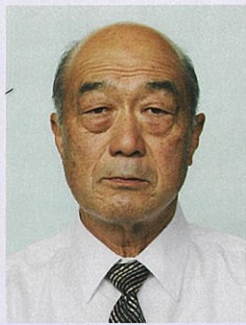
第2地区
(迫町新田の区域)
お い か わ す け ひ ろ
及 川 祐 宏



第1地区
(迫町佐沼及び森の区域)
か だ わ き あ き お
門 脇 昭 雄



第8地区
(東和町米川の区域)
い わ ぶ ち か ず や
岩 淵 和 也



第7地区
(津山町横山の区域)
さ さ き ま さ し
佐 々 木 正 志



第6地区
(津山町柳津の区域)
し ら い し ひ さ き
白 石 久 喜



第5地区
(登米町日根牛区域を除く区域)
ほ う じ ょ う し げ お
北 條 茂 雄



第4地区
(登米町日根牛の区域)
た け だ ま さ お
武 田 正 男



第12地区
(中田町宝江の区域)
さ さ き よ し ろ う
佐 々 木 喜 朗



第11地区
(中田町石森の区域)
あ べ ひ で あ き
阿 部 秀 明



第11地区
(中田町石森の区域)
さ とう けい
佐 藤 啓



第10地区
(東和町米谷の区域)
さ とう か つ し
佐 藤 一 志



第9地区
(東和町錦織の区域)
お の で ら し ん こう
小 野 寺 伸 光

「農地の違反転用の未然防止について」
農地を転用する場合には、農地法に基づく適正な手続きをお願いいたします。農地を無断で転用すると、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復などの命令がなされる場合があります。さらに、懲役や罰金という罰則の適用もあります。一度農地以外のものにされると元に戻すことは極めて難しいことから、農地の転用は、計画的な土地利用のもとに適正に行われる必要があります。農地は、大切な食料の供給基盤です。わが国の食料自給力を高めるとともに、次の世代の食料安全保障のためにも、みんなで優良な農地を守っていきましょう。

農地法第4条、賃借権、使用貸借権などの権利の設定を受ける者、または所有権の移転を受ける者が農地を転用する場合は、農地法第5条の規定に基づく許可を受けなければなりません。

農地利用最適化推進委員

主な業務 担当地域内の農地利用の最適化を推進するための活動をします。



第16地区
(豊里町山通りの区域)
とよざわ けいし
豊澤 啓司



第15地区
(豊里町鞆波三区の区域)
どい けんいち
土井 健一



第14地区
(中田町浅水の区域)
たちばな みのる
橘 実



第13地区
(中田町上沼の区域)
ささき たかし
佐々木 尚



第13地区
(中田町上沼の区域)
ちば ひろなお
千葉 博直



第21地区
(米山町中津山の区域)
いしどう たかひろ
石堂 貴博



第20地区
(米山町西野の区域)
こばやし ひろゆき
小林 弘幸



第19地区
(米山町桜岡の区域)
すずき かずよし
鈴木 一義



第18地区
(米山町善王寺の区域)
さとう あきら
佐藤 晃



第17地区
(豊里町鞆波三区・山通り区域を除く区域)
ささき たけお
佐々木 武雄



第25地区
(南方町東郷・西郷区域を除く区域)
なかつがわ かつや
中津川 勝哉



第24地区
(南方町西郷地区の区域)
こん どうみつる
近藤 充



第23地区
(南方町東郷地区の区域)
かめい たつお
亀井 達夫



第22地区
(石越町の区域)
はぶ こうや
土生 浩也



第22地区
(石越町の区域)
さとう すすむ
佐藤 進

農地に関する相談は、登米市農業委員会へお問い合わせ下さい

登米市農業委員会

住所:〒987-0602 宮城県登米市中田町上沼字西桜場18番地 登米市役所中田庁舎2階 西側

電話:0220-34-2317 FAX0220-34-2801

メールアドレス:noui@city.tome.miyagi.jp